

令和8年3月24日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

「医療法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の改正について
(医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等、外来医師過多区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等、病床数の適正化等)

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

令和7年12月12日に公布された「医療法等の一部を改正する法律」につきましては、先般、同年12月19日付府医発の文書を以てご連絡申し上げたところです。

今般、同法の一部が本年4月1日より施行されるに伴い、厚生労働省関係省令が改正されるとともに関係通知が3点発出されましたので、取りまとめて貴会にお送りいたします。日本医師会の周知依頼に基づき、下記の通り大きく3点に分けてご案内申し上げます。

なお、当会におきましては、関係団体とともに、大阪府行政等と関連協議を進めていく予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等

【別添・厚生労働省通知Aを参照】

- ・「医師少数区域等認定医師」の認定要件のうち、医師の確保を図るべき区域において診療等に従事した期間を6か月以上から1年以上に延長
- ・上記対象区域として、都道府県が定める重点医師偏在対策区域を追加
- ・医師少数区域等認定医師を管理者とする病院について、現行の地域医療支援病院に加え、公的医療機関及び国立病院機構・地域医療機能推進機構・労働者健康安全機構の開設する病院を追加
- ・医師少数区域等認定医師でない者を管理者とすることができる場合を規定

2. 外来医師過多区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等

【別添・厚生労働省通知A・Bを参照】

- ・厚生労働省が外来医師過多区域の候補区域を提示（外来医師偏在指標（全国平均値に標準偏差の1.5倍を加えた値以上）及び可住地面積当たり診療所数全国上位10%以上）
- ・都道府県は、候補区域より、外来医師過多区域を指定（医療圏全体、一部の市区町村や地区とすることも可能）

なお、外来医師過多区域の指定に際して、必ずしも医療審議会等の協議会に諮ることを求めるものではないが、都道府県において、必要に応じて、診療に関する学識経験者の団体（都道府県医師会や関係郡市区医師会等）その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議を踏まえて指定されたいとされている。

- ・都道府県は、外来医療の協議の場において関係者との協議を行い、その結果を取りまとめて公表する事項として、外来医師過多区域において「地域において特に必要とされる外来医療」（地域外来医療）を追加

なお、外来医療の協議の場の効果的・効率的な運用の観点から、必要に応じて外来医療に関する協議の場の下にワーキング等を設置することが考えられるとされている。

- ・外来医師過多区域に無床診療所を開設しようとする者は、開設する日の6か月前までに事前届出を行う
- ・事前届出事項、及び事前届出の例外となる「やむを得ない場合」を規定・地域外来医療の提供をしない意向を示しているとき等の外来医療の協議の場への参加等の求め、要請・勧告、諸手続き

3. 病床数の適正化

【別添・厚生労働省通知A・Cを参照】

- ・都道府県は、医療機関が緊急に病床数を削減することを支援する事業（令和7年度補正予算案に補助事業を計上）に基づいて病床数を削減したときに基準病床数を削減するものとされているが、その対象外となる場合を規定

※日本医師会文書については、日医メンバーズルームにも掲載

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/chiiki/2025chi_2047.pdf

閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

○ ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号・宛名シール下部に印刷）の10桁の数字（半角入力）

○ パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）



【担当】大阪府医師会地域医療課

TEL: 06-6763-7012